

鋼片問題に就て

今泉 嘉一郎述

私が茲に鋼片問題に就て意見を述ぶるに當り第一に御斷り申上げて置く事は、何等政治上に關聯してではなく全く技術者の立場から見ても公平無私と信ずる觀察を述ぶるに過ぎないと云ふ事であります、元來本問題に就ては私の持論が間接に何程かの影響を成して居ると云ふ事を聞くからであります、夫れは第三十七議會の開會の當時、製鐵所擴張案が提出されました、丁度其時分英國の鐵輸出禁止の結果全國の鐵の需用者の大恐慌を來し各専門の學者間に於ても打棄て置く可からずとして熱心に救済の道を講ずる事になりました、遂に造船協會、機械學會、火兵學會、建築學會、日本鐵鋼協會、土木學會、日本鑛業會等が聯合協議會を開きました、其席上で私も私見を述べましたが、圖らずも一般の賛同を得まして遂には貴衆兩院議員の方々にも多數の御了解を得ました様であります、其結果として民間へ鋼片供給と云ふ事が衆議院多數の希望となつたと云ふ事でありました、して見ますと鋼片を民間に供給すると云ふ事になつた其根底は或は私の意見から來て居るのではないかと思はれる點もあるのであります、乍併前申上げる通り、政治上に關係して申す事は私の趣旨ではないのでありますから、此點からは何等論究する必要もなく、又研究して居るのでないと云ふことを御斷りして置くのであります。

前申した通り第三十七議會で、製鐵所の第三期擴張案が議會に提出されたる前に各學會の聯合協議會の席上で私は斯様な意見を發表したのであります。

詳しい事は當時の私の講演を御記憶の方も御座いまし、今更めて申上げるは中々長い御話になりますから略しますが、其の大體を申し上げますと、製鐵所將來の方針としては出来るだけ半製品即ち鋼塊、鋼片等を製造する事にすると非常に少い建設費で迅速に多量の鐵が出来る、完全製品としては海陸軍及鐵道などの政府向の需要で民間にて出来ない種類の物に止めたい、鐵鑛やコークス用石炭の主なるものは當時政府の獨占的な有様である、民間は資金に困らないが是等の原料に困る、技術の點から云うて製鐵所で造らうとして居る品物の大部分は民間でも皆出来る程度の物である、左れば此原料の乏しい我國で此危急の場合に於て急速に多量の物を造ると云ふには、製鐵所は其比較的豊富なる原料と盛んなる機械設備を利用して極力鋼塊や鋼片を製出し民間に供給することとし、民間では是等半製品を基礎とし其豊富なる資金を以て壓延加工裝置を擴張し専ら各種鋼材の製出に努めたならば、兩々相俟つて茲に完全なる組合はせが成立つのである、故に國として資金、勞力の活用、即ち最も早く最も多量の物を造ると云ふには今日の場合以上の方法はないと、斯う云ふ論であり、唯今でも私は此持論を變へて居りませぬ。

製鐵所が民間の工場でもやれるやうな小さな壓延工場までを動かして、小形の鋼材を産出する等のことを縮少して、そして専ら半製品を餘計に供給するに努力すると云ふ事は平時でも國の産額を増す上に於て最も適當なる方法であります。又同じく民間の工場にも大工場と小工場との間に此様な關係が出来るのは自然の勢であつて、現に歐米諸國では自分で製鐵製鋼の設備を持たないで他の工場から鋼片を買つて作業をして居る鋼材工場が澤山あるのであります。

扱、此趣意に依て、多分議會は此鋼片を民間に供給すると云ふことを、農商務大臣並に製鐵所長官に要求したのであらうと思はれます。

又、聞く所に據れば、長官は其當時は鋼片の供給に就ては反對の態度であつたと云ふことであるが、

私は左様に信ずるのであります、何故とならば、私が前に申した様に此説を聯合協議會で唱へた時も、押川製鐵所長官は反對の意見で居られたからであります。

議會の要求に依て、鋼片の供給に應じたと云ふ押川長官の今議會に於ける説明は此點であらうと思ふのであります、即ち議會多數の希望を容れて遂に供給すると云ふことを承認されたと信ずるのであります、此點は國家の爲め誠に結構なことで、私は喜ぶ所であります。

次に東海鋼業株式會社の發起人たる諸氏が、五月某日を以て供給の願書を提出し、七月某日を以て左の條件の下に承認を得たと云ふ事も聞きました。

第一、鋼片三萬噸十ヶ年間供給の事

第二、其供給價格は時價を標準とする事

第三、大正五年十二月末日までに會社を組織する事

而して東海鋼業株式會社は民間の錚々たる實業家の發起を以て十一月の某日に成立したものとすれば、先づ供給契約上に要する素質は備はつたものと見て差支なからうと思ふが其間に於ける政事上の問題は前述の通り私の議論する立場ではないのであります。

一番問題になつて居る點は第一に三萬噸の數量が多きや少なきやと云ふ事、第二に十ヶ年間の期限が長きや短きやと云ふ事であり、此點に就て研究をして見たいと思ふのであります。

或る方面に於ける議論として三萬噸を一會社に供給したるは不公平である、即ち多きに過ぐると認められて居るのである、是は多しと云ふも少しと云ふも各々の見様であるが、技術者が公平に判斷するには、之を鋼材に製造する上に於て技術上及工場經濟上の點から立論するより外ないのであります。

抑も鋼片を以て製造する場合には、鋼材工場の設備を必要とするは申す迄もないのである、處で普

通鋼材の内て民間で出来易いものは三種あります、即ち小形條鋼、中形條鋼及薄板であります、大形條鋼と厚板とは其次であります、今工場經濟上からは是等製造工場の最少限度の製産額即ち是より少く製品を出す様では到底成立し難いものと云ふ程度を申すと左の通りになります。

	年間最少製産額	之に要する鋼片
小形條鋼工場	一二、〇〇〇噸	一四、〇〇〇噸
中形條鋼工場	一八、〇〇〇噸	二〇、〇〇〇噸
薄板工場	九、〇〇〇噸	一二、〇〇〇噸
大形條鋼工場	二四、〇〇〇噸	三〇、〇〇〇噸
厚板工場	二二、五〇〇噸	三〇、〇〇〇噸

普通民間に於ける工場の設計としては此數字の五割増乃至十割増位迄出来る様にしてあるのが通例でありますから實際の製造額は少くとも此に掲げたる數字位の物を造らなければ其工場は徒らに機械を遊ばして居ると云ふ事になります、機械を遊ばして居る程の小額を製造して居つても原料や製品の市價如何に依つては随分引合はぬ事がないとも申せませぬが其は一時的の現象に過ぎない、原則としては高價の機械設備を徒らに遊ばして居る様な事では此競争場裡に立つて工場經濟が取れて行く理屈がないのであります。

其處で今東海鋼業會社が最も小さな工場即ち小形條鋼工場一個だけを採用して其最少工程の製造額に甘んずると云ふ事であつたら年間に一萬四千噸位の鋼片を得て足る事になるのであります、が此小形條鋼工場と云ふものは日本に何個所も出来て居つて其製品は兎角内地市場に潤澤にして動くもすると供給過剰になり勝つもので製造者としての利潤も最も少ないものであるから是では新工場を創立する價值なしと認めた結果内地の鐵材供給上目下最も必要とする薄板工場と中形條

工場とを併せて此二工場を兼業すると云ふ以上は年間三萬噸の鋼片は最少限度の入用額と申すに過ぎないで充分に機械を働らかせると云ふ事になると四萬噸乃至五萬噸の鋼片を要する事であり
ます。

今假りに鋼片を既設會社に供給する場合の事を研究致しますと既設會社は機械の餘力のある限り何程少量の鋼片でも引受ける事が出来ますが其代り既設會社は既に多少其製鋼工場設備を持つて仕事をして居るのであります假令機械の方に多少の餘力があると云ふ場合であつても夫は餘力で兎も角今日相當に利益を得て働らいて居る以上は少し許りの鋼片を強て高い代價を拂つて買入れると云ふ事は先づ少ない場合でありまじやう注文に追はれるとか何とか特別の場合でない限りは東海鋼業會社が買取る様な代價で何れの既設會社でも鋼片を引取る事を希望する事とは中々申せぬのであります。

次に東海鋼業株式會社の設計を聞きますと年間三萬噸の鋼片を得て之を二分し一萬五千噸に對して鋼板の製造工場を起し他の一萬五千噸に對して中形條鋼工場を起す事になつて居るさうである左すれば此工場の竣工と共に現在一般に不自由を感じて居る鋼板が供給されることになるのである又條鋼工場より出る造船用のアングル等も同様民間に渴望されて居るものである。

從來我國の民間工場には鋼板工場の設備は一ヶ所もないのである即ち政府の製鐵所を除けば東海鋼業會社が先づ先鞭を付けたのであります折角此鋼板工場を起した以上は十分に其能力を活用すると云ふ事は國家としても望まじき事でありますから折角鋼片を供給すると云ふ以上は其最少限度の入用量位の事は供給して遣つても敢て偏頗の處置と云ふ事は申せないと信じます。

假りに又鋼片三萬噸を三分して三個所の新會社に分けるとすれば如何左すれば決して大規模の工場は起ることは出来ないのは明かである此等小工場は前申した通り工場經濟から見て到底利益

ある計算が出来る筈はない假りに供給價格が相當に安いものであるとしてみたら現在の此時局中だけは或は相當の利益があるかも知れませんが、元來工場には夫れ／＼最少單位の設計と云ふものがあるのに強いて不具的倭小の小工場を設計した場合には遂には他との競争に打勝つことは不可能になる、其證據には近來此不具的設計で始めた工場が少しでも工面が付くや否や直ちに増資して計畫を改めつゝあるに徴しても明かである、製鐵業の如きは益々大なるを可なりと信ずるので決して無理な小規模に於て競争に打勝てるものではないのである故に私は技術家本來の立場から見ても三萬噸位の鋼片を小割して迄も不具的小工場を獎勵するの利益を認めないのである此點は押川長官と同意見であります。

期限の問題に付てはどうかと申しますと凡そ三百萬圓とか四百萬圓と云ふ多額の固定資金を下してそして製鐵業を始めるのに少くとも十ヶ年位の原料の安定がなければ基礎の頗る薄弱なものであつて誰しも進んで之を經營しやうと云ふものは無いのであります、尤も會社經營者としては安閑として十年間を此供給の原料に安んじて居ると云ふ事は宜しくないのである、何れは獨立自給を計畫しなければならぬ即ち事業の習練と原料自給の計畫の爲には十年の期間は必しも長しとは申されぬ只當事者の努力如何によりては多少此期間を縮少する事は決して不可能の事ではないと信ずるだけである。

製鐵所が一ヶ年に生産すべき鋼片の製造高は遠からず七八十萬噸にも達するのであらう、其一部分は追々に民間に供給して行く事にしたならば官民相方の便利で國家の利益である追々には又三萬噸と言はずに、もうちつと大きい數量を一括して供給すると云ふ事が起るであらう即ち大形條鋼工場や厚板工場などを新設する者があつたら其材料として五萬噸なり七萬噸なりの數量を一口に供給する様な場合も出來て來ましようが、此位の數量に驚いたり騒いだりして貰いたくないのであ

る。

製鐵所が鋼片を民間に供給する事を世間の普通に所謂拂下げと申しますが、實は拂下げでなくて製鐵所も商賣として民間に買つて貰ふ様にしたい、特に商賣品が最終製品でなくして鋼片の様な半製品であるときには買ふ方の民間でも既設工場でない限りは特に相當の資金を集め相當の設備をなしてさうして刻苦經營何年かの後初めて其利益に浴するやうなものであるから山林等の拂下のやうに右から左へ取引する簡單なる業ではないと云ふ事を能く了解して居らねばならぬのであります。

夫れであるから本年は澤山遣るが來年は少くすると云ふやうな左様な不安定なことでは到底事業前途の見込が立たないことは論を俟たないのである。

之を要するに自分は鋼片三萬噸を一括して東海鋼業會社に供給したと云ふ事に就ては押川長官の處置に對して賛同の意を表するものであります、將來共事業の性質に應じて相當の供給を行ひ民間の事業を獎勵して行く様にしたいと希望するのであります、期限の點は前申す通り適當の期間に於て原料自給の計畫を立てしむる事とし初から餘りに長くして置く事は無益のことと思ひます、乍併少くとも五年位の期間を與へなければ困難であります、左れば將來鋼片を供給する場合には一定の期間内に原料自給の策を立つべしと云ふ條件を附することが宜しからうと思ひます、今回の東海鋼業株式會社との契約に此點の一ヶ條を含んで居つたならば他の點は決して不穩當なるものに非ずと信ずるのであります。

聊か所見の一端を述べて御參考に供します。(文責在記者)